平成２３年（フ）第９６号
熊本県八代市高下西町2266番地　２―10
債務者　瀬高ミエ子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午後２時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第９９号
熊本県八代市麦島西町２号７番地　102
債務者　橋口喜代子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午後１時40分
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第１００号
熊本県八代市麦島西町２号７番地　102
債務者　橋口美江子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午後１時40分
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第１０９号
熊本県水俣市袋８番地　陣原団地17番３号
債務者　山口　健一
1　決定年月日時　平成23年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第５７０号
静岡県藤枝市高柳４丁目10番31号　ヴィラ高柳
債務者　西村千登勢
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５８７号
静岡市清水区長崎新田368番地の１
債務者　山口　　香
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３４４号
東京都八王子市横川町832番地５
債務者　永井　香織
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３４５号
東京都東久留米市弥生１丁目７番５号寿徳荘205号
債務者　尾崎陽一郎
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２６４号
北海道帯広市柏林台南町６丁目１番地　市営柏林南２―213
債務者　橋本るみ子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第２７３号
北海道帯広市西17条北１丁目39番17号　コーポ鈴木Ａ13号室
債務者　中山　仁美
1　決定年月日時　平成23年10月17日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１２７６号
東京都多摩市関戸４丁目17番地の２ハイツシゲノブＢ棟201
債務者　安藤　竹弥
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３０５号
東京都青梅市河辺町１丁目864番地の１アネックス河辺106
債務者　長　　麻美
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３２２号
東京都八王子市暁町１丁目31番25号グレースメゾン102号
債務者　望月　吉郎
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３３２号
東京都国分寺市東戸倉１丁目22番地18コーポ遠藤201
債務者　水村　美江（旧姓庭山）
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第９３１号
福岡市西区田尻１丁目20番５号
破産者　株式会社ＲＵＮ
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６０３号
大阪市西区北堀江１丁目５番２号
破産者　アイザックスプロダクツ株式会社
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係